



電話勧誘で、「料金が安くなる」と言われて光回線にした。

その後も「当社の方が料金は安くなる」という電話がある度に契約したが、安くはならなかった。

(80歳代男性)

**「光回線の料金が安くなる…」
と言われても、契約は慎重に！」**

ここが重要ベニ！！



- 「料金が安くなる」という言葉だけを信じて、現在の契約内容を確認しないまま承諾してしまう高齢者が増えています。
- 設定料金は、各社ごとに異なります。基本料金が安くなっても、無料期間が限定されたオプション契約がセットだったため、請求額が高くなったという事例もあります。

- 契約は、口頭で成立します。勧誘を受けてもすぐに承諾はせず、内容が理解できない場合には、きっぱり断りましょう。
- 光回線サービスの契約は複雑なため、契約書面の交付が義務付けられています。届いた書面で、電話で受けた説明と契約内容が合っているかを確認しましょう。
- 契約書面を受け取ってから8日以内であれば、「初期契約解除制度」で契約を解除できます。お困りのときは、消費生活センターへご相談下さい。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いゃゃ

又は 消費者ホットライン **188**